

○総務省告示第七十八号

航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）第一条第二項の規定に基づき、昭和四十七年自治省告示第二百四十四号（航空機燃料譲与税法第一条第二項の市町村を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月以後の譲与時期に係る航空機燃料譲与税について適用する。

平成二十六年三月十二日

総務大臣 新藤 義孝

「鹿児島県 枕崎市
同 霧島市」を「鹿児島県 霧島市」に改める。